

第2期

久慈市地域福祉計画

中間評価報告書



令和3年3月

久慈市

目 次

第 1 章 地域福祉計画中間評価について P 1
1 中間評価の考え方	
2 計画の位置づけ	
3 第 2 期地域福祉計画の概要	
第 2 章 地域福祉を取り巻く状況 P 5
1 久慈市の現状	
2 総評	
第 3 章 取組の評価と課題 P12
基本方針 1	支えあい・助けあいの仕組みが整っているまち
基本方針 2	福祉を支える人があふれるまち
基本方針 3	福祉のつながりが広がるまち
【参考資料】	事業の実績（再掲）

第1章 地域福祉計画中間評価について

1 中間評価の考え方

市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第2期地域福祉計画を平成28年3月に策定し、地域福祉の推進に取り組んでおります。

第2期地域福祉計画における「評価・検証」の項目では、令和2年度に「中間評価・取組状況の確認」を行うこととしています。

今回実施する中間評価は、第2期地域福祉計画各論の「取組内容」を評価して、「現状と課題」を明らかにするとともに、計画後半の5年間の各事業の「今後の方向性」を明らかにします。これにより、第2期地域福祉計画の進捗を管理し、計画後半5年間の各事業の実効性向上を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法※第107条の規定による市町村地域福祉計画です。

平成28年度を初年度とする「久慈市総合計画」における、まちづくりの基本理念「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」の実現に向け定めた基本方針を推進し、市民・地域・事業者・行政の取り組みの促進に向けた総括的な性質を有するものです。

本市には、「久慈市高齢者福祉計画」「久慈市障がい者プラン」「子ども・子育て支援事業計画」「久慈市男女共同参画計画」「健康くじ21プラン」「介護保険事業計画」等の保健福祉分野の個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを定めています。「久慈市地域福祉計画」はこれらの計画に共通する地域福祉に関する理念と取組方針等を定めるとともに、久慈市社会福祉協議会が策定する「久慈市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

※社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第1章 地域福祉計画中間評価について

(参考) 各分野の計画、地域福祉活動計画の策定期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
久慈市総合計画	→									
地域福祉計画 (社会福祉課)	→									
					▲ 中間評価					
高齢者福祉計画 (社会福祉課・地域包括支援センター)			→							
介護保険事業計画 (久慈広域連合)			→							
障がい者プラン (社会福祉課)				→						≫ R9まで
障がい福祉計画 (社会福祉課)			→							
子ども・子育て支援事業計画 (子育て世代包括支援センター)				→						
男女共同参画計画 (地域づくり振興課)	→									
健康くじ21プラン (保健推進課)	→									
岩手県地域福祉支援計画 (岩手県)			→							
地域福祉活動計画 (久慈市社会福祉協議会)	→									

3 第2期地域福祉計画の概要

(1) 基本理念

共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

(2) 基本方針

基本方針1 支えあい・助けあいの仕組みが整っているまち

少子高齢化や生活環境の変化に伴い、高齢者や子育て世帯、生活に困窮している人や社会的に孤立している人など、地域で支援を必要とする人の福祉課題は複雑化・多様化・複合化している中で、解決には多様な支援体制の構築が必要となっています。

また、公的な福祉サービスだけでなく、地域福祉活動に携わっている地域住民やボランティア等による、日常的な支援や活動が重要です。そのために、それぞれの団体等が地域福祉を推進していく役割を担うための「仕組みづくり」を推進します。

基本方針2 福祉を支える人があふれるまち

市民一人ひとりが地域や福祉活動に関心を持ち、福祉活動への主体的な参加に繋がるよう、困った時には、お互いに助けあい、支えあうことの重要性について意識の醸成を図ることが大切です。また、幼い頃から思いやりのこころを育むための福祉教育に取り組み、世代を超えた交流や身近な地域での繋がりを絶やさず、助けあいや支えあいができるまちづくりが求められています。

地域の各種組織やボランティア団体などが協力し、活動内容の見直しや支援策の検証などを行って、さらなる地域活動の活性化を目指すための「人づくり」を推進します。

基本方針3 福祉のつながりが広がるまち

地域の福祉課題の解決に向けて、関係する部署や地域団体が持っている経験や知識を組み合わせ、連携して取り組んでいく必要があります。そのために、日ごろから、部署を超えて情報を提供しやすい関係づくりや迅速に対応できる連携づくりが必要となります。

また、行政の情報を地域住民が入手しやすく、また、地域の情報を行政が得られやすくなるよう、団体や人、情報などの「つながりづくり」を推進します。

(3) 施策の体系

基本方針	基本施策	重点項目
1 支えあい・助けあいの仕組みが整っているまち	1 地域主体による活動の仕組みづくり	(1) 地域団体や住民の主体的な取組みの支援 (2) 地域における福祉課題への支援 (3) 多世代を対象とした地域福祉活動の推進
	2 お互いが支えあい、助けあう仕組みづくり	(1) 地域での支えあい活動の推進 (2) 災害時における助けあい
	3 支援が必要な人に適切な支援を届ける仕組み	(1) 高齢者への支援の充実 (2) 生活困窮者の自立支援策の展開 (3) 社会的孤立への対策 (4) 権利擁護の推進 (5) 子育て世帯への支援の充実
	4 住民や企業が協働で活動する仕組みづくり	(1) 社会福祉法人の社会貢献活動の支援 (2) NPOや企業の地域活動の促進・支援 (3) 活動財源の確保 (4) 福祉の視点による環境の整備
2 福祉を支える人があふれるまち	1 地域福祉を担う人材の育成	(1) 地域の福祉活動に参加する人の育成 (2) 活動を担うリーダーやコーディネーターの育成
	2 福祉意識の醸成	(1) 地域に根ざした福祉の学び (2) 次代を担う子どもの育成
3 福祉のつながりが広がるまち	1 地域トータルケアシステムの充実	(1) 制度領域を超えた相談支援体制の一元化 (2) ケアマネジメント機能の充実 (3) 地域での支援体制の充実
	2 総合的な福祉サービス情報の提供	(1) 総合的な福祉サービス情報提供の充実 (2) 苦情解決制度の利用促進

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 久慈市の現状

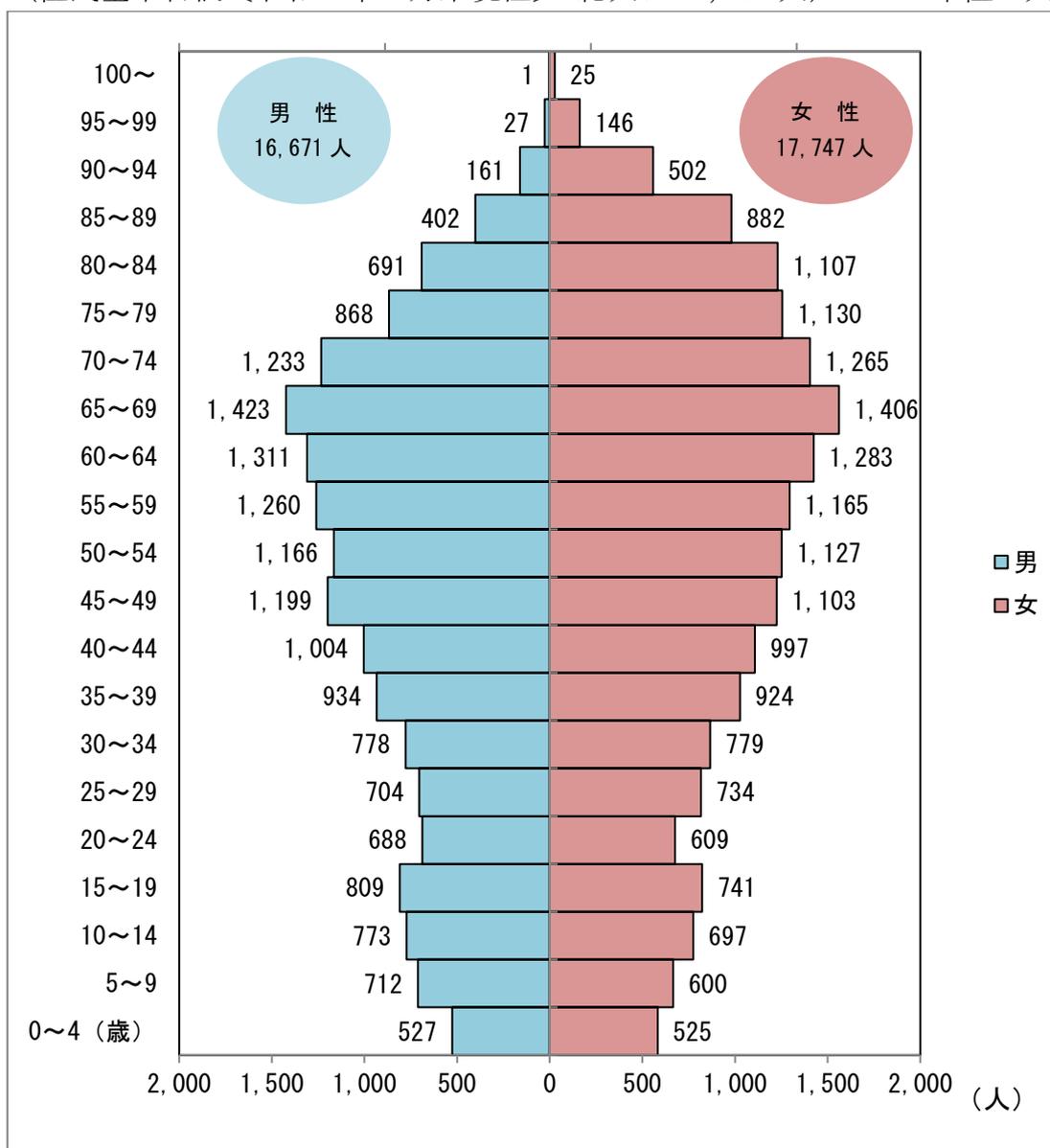
(1) 人口・世帯数等

ア 人口構造

令和2年3月末現在の人口を年代別にみると、男性、女性いずれも65歳から69歳の人口構成が多く、年少人口が少ない状況です。平成27年度末の計画策定時と同様の傾向が続いています。

(住民基本台帳〔令和2年3月末現在〕：総人口34,418人)

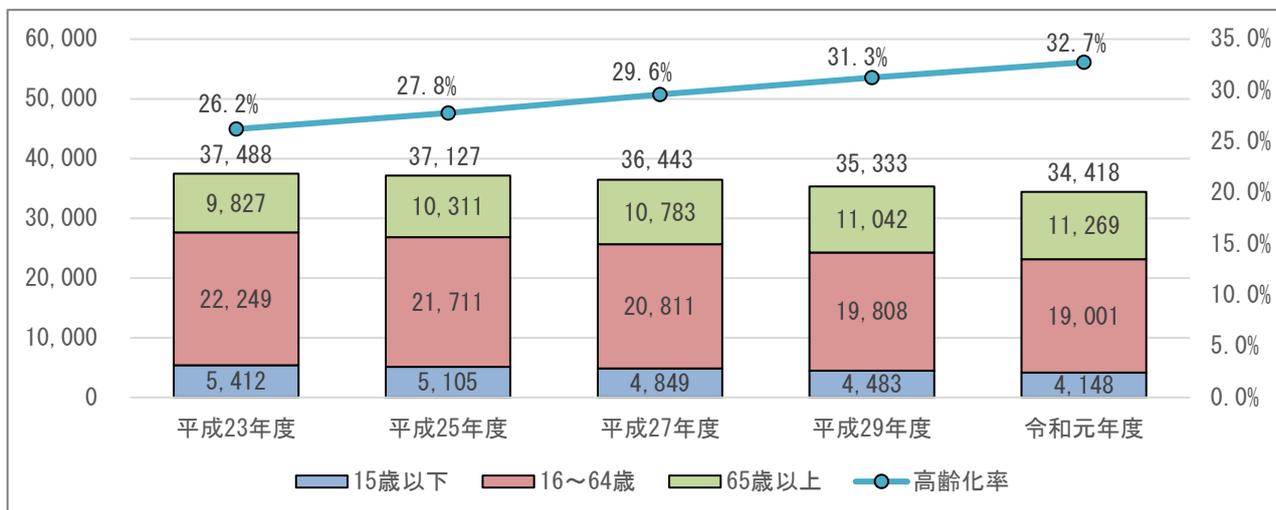
単位：人



イ 人口及び高齢化率の推移

人口は、年少人口（15歳以下）及び生産年齢人口（16～64歳）で減少が顕著です。一方、高齢人口（65歳以上）は増加傾向であり、高齢化率も上昇傾向が続いていることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

人口及び高齢化率は平成27年度末の計画策定段階と同様の傾向が続いています。
 (住民基本台帳〔各年度末現在〕) 単位：人、%



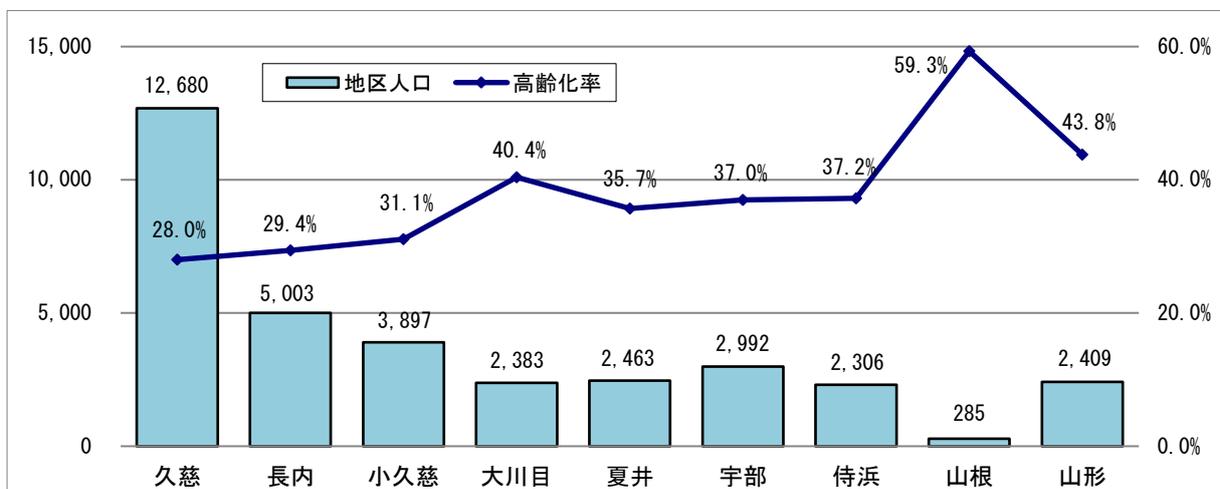
※高齢化率 総人口に占める65歳以上の人口割合

ウ 行政区別人口及び高齢化率

市内9箇所の行政区において、高齢化率（※）は山根地区が59.3%と最も高く、続いて山形地区となり、一方で久慈地区が28.0%と最も低くなっています。

平成27年度末の計画策定時と同様に山根地区及び山形地区で高齢化率が高い状況ですが、高齢化率が最も低い久慈地区でも高齢化率が高くなっており、市内各地区で高齢化が進行していることがわかります。

(住民基本台帳〔令和2年3月末現在〕 総人口：34,418人) 単位：人、%



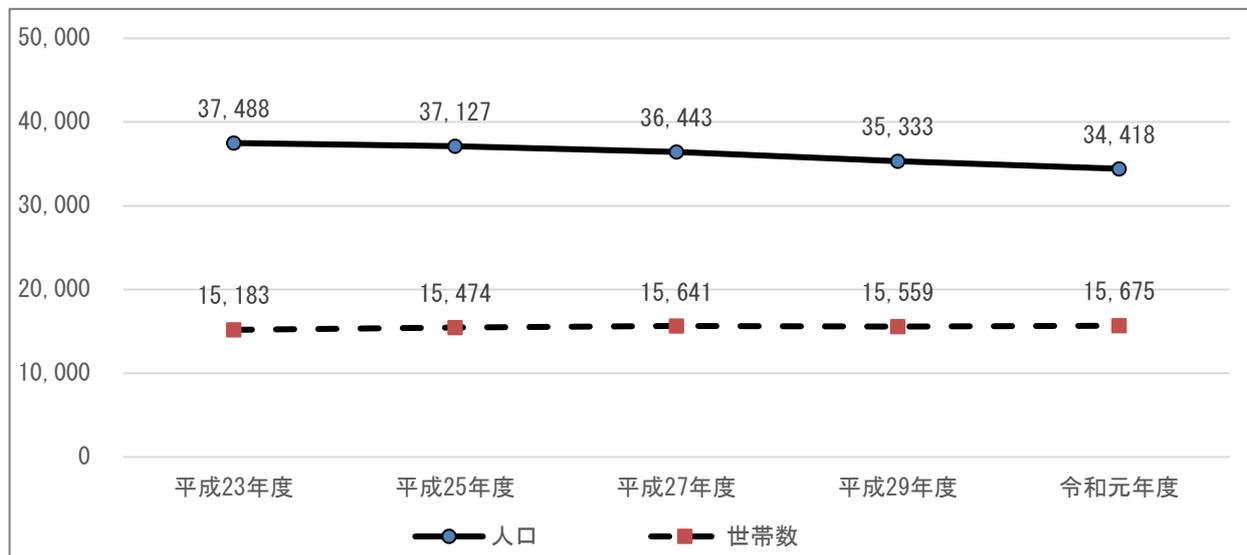
※高齢化率 総人口に占める65歳以上の人口割合

エ 人口及び世帯数の推移

人口減少が進む一方で、世帯数は増加しており、核家族化が進行している状況です。平成27年度末の計画策定当時と同様の傾向が続いています。

(住民基本台帳〔各年度末現在〕)

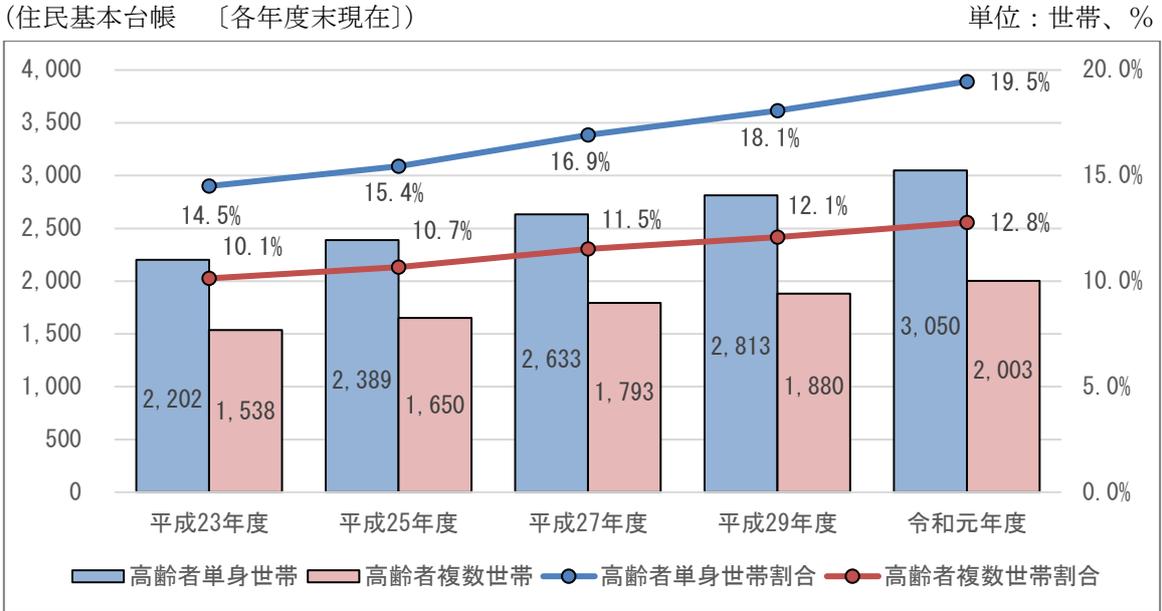
単位：人、世帯



(2) 高齢者の状況

ア 高齢者世帯の状況

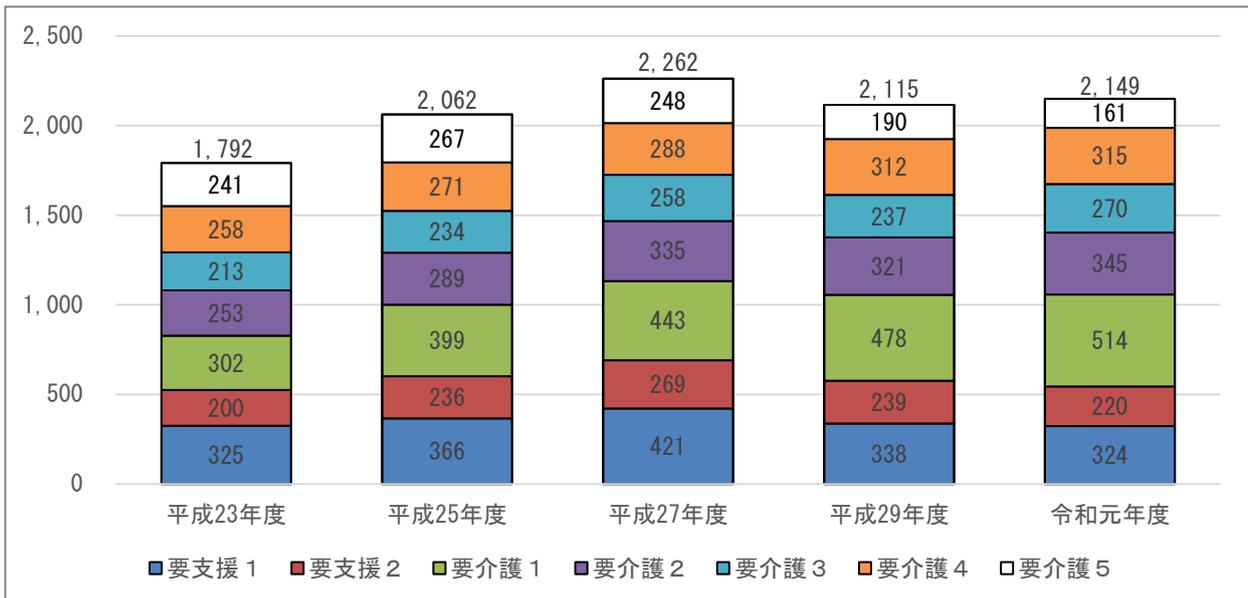
全世帯数に占める高齢者のみ世帯は、1人暮らし世帯、2人以上の世帯とも、平成27年度末の計画策定当時と同様に増加が続いており、令和2年3月31日時点では、3割以上の世帯が高齢者のみ世帯です。



イ 要支援・要介護認定者の状況

平成27年度から平成29年度にかけて要支援の認定者が減っていますが、これは平成28年10月に介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことによるものです。平成29年度以降は、横ばいの状況が続いています。

(高齢者福祉計画掲載内容を基に作成 [各年度末現在]) 単位：人

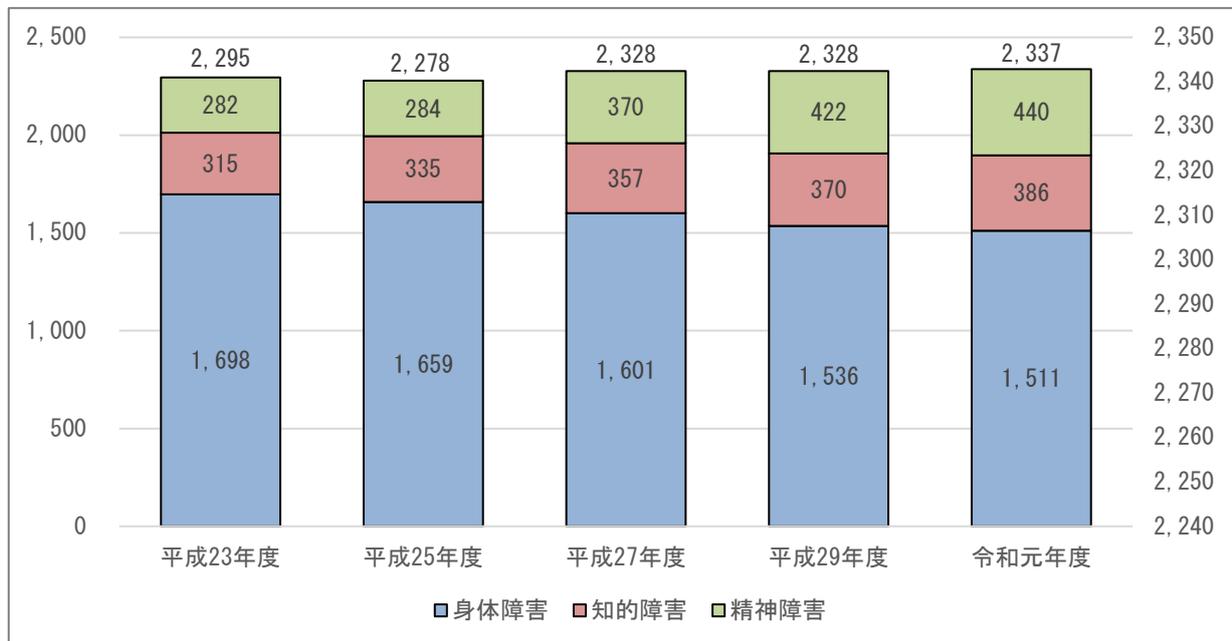


(3) 障がい者の状況

各障害者手帳の所持者は、精神及び知的障害者手帳の保有者は増加している一方、身体障害者手帳の保有者は減少しており、平成27年度末の計画策定時と同様の傾向です。

(各障害者手帳台帳〔各年度末現在〕)

単位：人

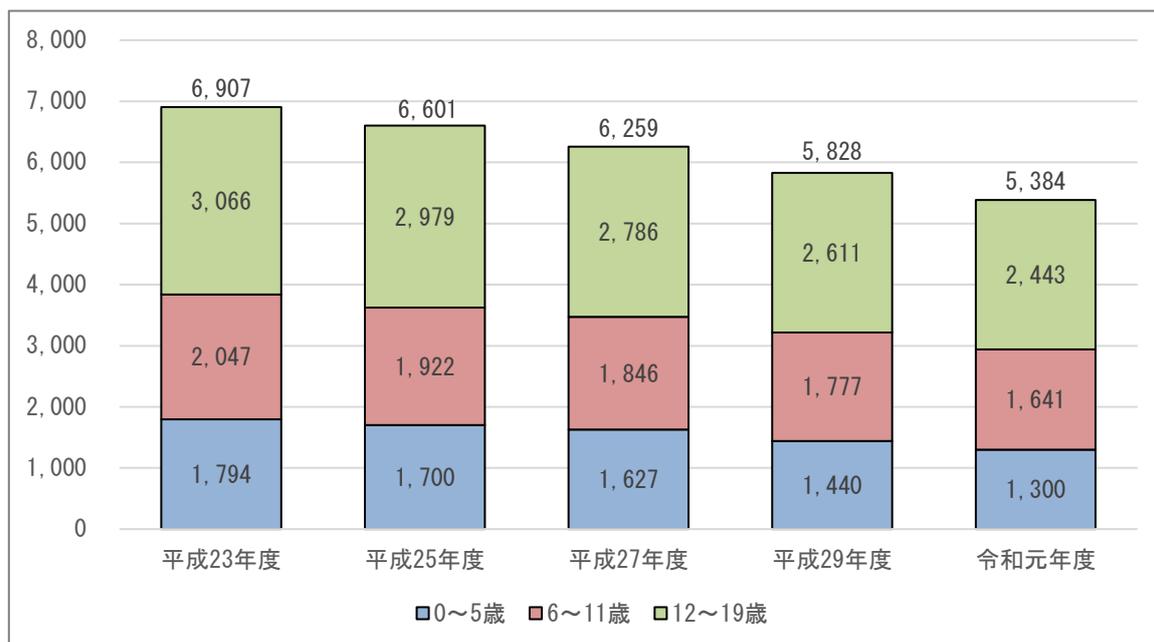


(4) 就学前児童・就学児童の状況

児童数は、就学前児童、就学児童ともに平成27年度末の計画策定当時と同様に減少が続いています。

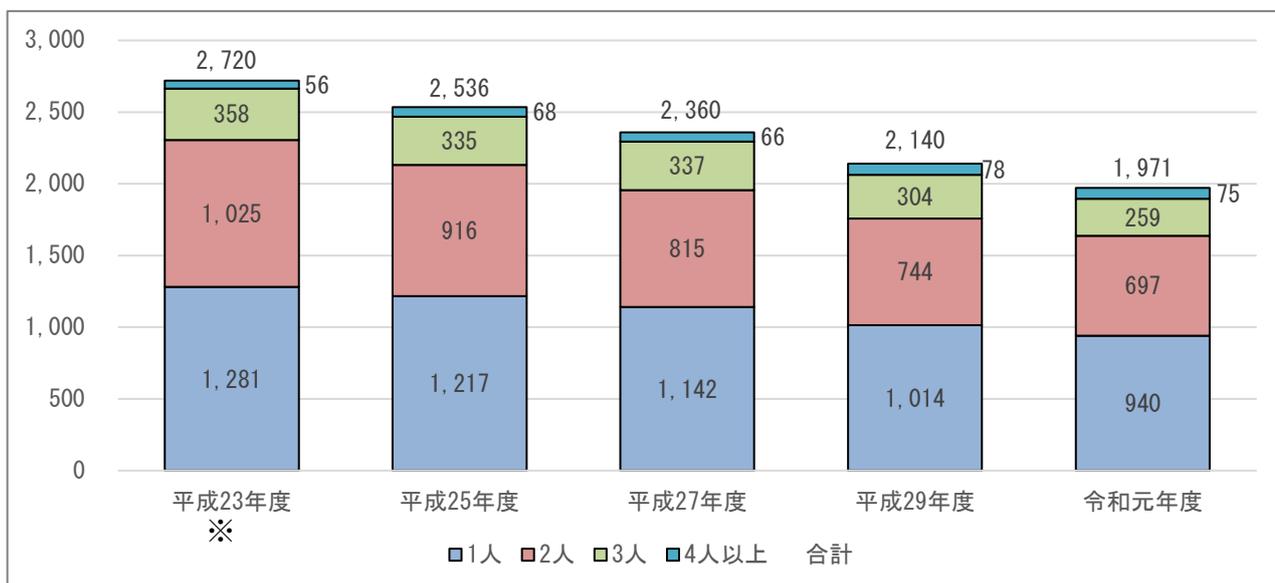
(住民基本台帳〔各年度末現在〕)

単位：人



(5) 子育て世帯の状況

児童手当受給世帯数も平成27年度末の計画策定当時と同様の減少が続いています。
 (児童手当受給台帳〔各年度末現在〕) 単位：人

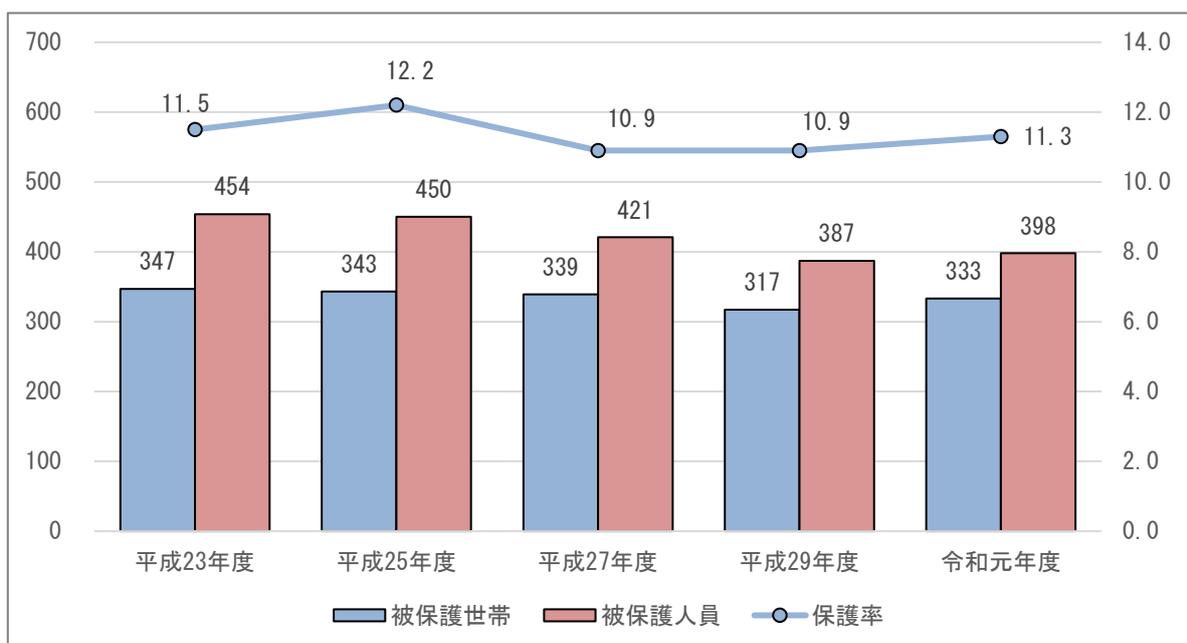


※ 平成23年度は、子ども手当の支給実績

(6) 生活困窮者の状況

生活保護世帯及び人員数は減少傾向ですが、保護率は大きく変わらないことから、人口減少に伴って被保護人員数も減少していると考えられます。このため、平成27年度末の計画策定当時と大きく変わらない状況と判断しています。

(生活保護受給台帳〔各年度末平均値〕) 単位：人、%



2 総評

人口・世帯数、高齢者、障がい者、児童、子育て世代、生活困窮者等の最新の状況を確認しました。いずれも平成27年度末の計画策定時点から横ばいか、同様の傾向が続いているため、地域福祉を取り巻く環境は計画策定時点に想定された範囲内で推移しているものと認識しています。

このため、計画後半の5年間（令和3年度～令和7年度）においても、これまでの基本理念や基本方針のとおり計画を推進できるものと判断しました。

第3章 取組の評価と課題

計画で定めている基本方針及び基本施策について、各事業の進捗度合いを明らかにして、取組の評価を実施しました。

また、現状と課題について整理するとともに、計画後半の5年間（令和3年度～令和7年度）における今後の方向性について検討を行いました。

基本方針1 支えあい・助けあいの仕組みが整っているまち

1 地域主体による活動の仕組みづくり

【取組の評価】

(1) 地域団体や住民の主体的な活動への支援

地域の支え合い活動を推進する地域福祉活動コーディネーターや生活支援コーディネーターを配置して、支え合い活動を展開する多様な団体等と地域課題を共有し、解決に向けて協議する場を設置するとともに、災害時要援護者支援事業の推進を通じて、地域住民が災害時要援護者への平素からの見守りや災害時の声掛けができる体制を支援しました。

(2) 多世代が参加する地域福祉活動の促進

ふれあいサロン事業は、サロンへの補助をはじめ、ふれあいサロンの新規立上げや活動内容の相談支援を実施し、健康づくり事業は、地区健康相談・健康教育、事業所や学校等での講話で生活習慣病予防、こころの健康、健康寿命延伸の普及啓発を実施しました。

また、地域の協力者を増やす取組は、認知症状がある人を地域全体で支えられるよう、小中学校や地域、企業等で認知症サポーター養成講座を開催するとともに、地域の支え合い活動を推進する生活支援コーディネーターを配置して、支え合い活動を展開する多様な団体等と地域課題を共有し、解決に向けて協議する場を設置しました。

ふれあいサロン参加者や認知症サポーター数は目標達成率 90%以上であり、地域の居場所づくりや地域の協力者づくりは概ね順調に進んでいるものと評価しています。

また、健康づくり事業については、健康くじ 21 プランにおいて各分野の目標値を設定し、推進・評価していますが、約半分程度の改善に留まっており、今後取組の強化が必要と思われます。

(3) 関連事業の実績

項目	実績値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R7)
福祉コミュニティ組織率 (組織数/市内町内会数)	28.1%	51.20%	50.0%	80.0%
災害時要援護者台帳共有率 (協定締結済み町内会等/市内町内会数)	39.7%	40.41%	65.0%	80.0%
ふれあいサロン延べ参加者数	12,978人	13,790人	14,500人	15,100人
特定健康診断受診率(受診者数/国保被保険者数)	43.6%	47.60%	60.0%	60.0%
認知症サポーター人数(延べ)	2,529人	6,414人	7,000人	10,000人

【現状と課題】

(1) 地域団体や住民の主体的な活動への支援

「ふれあいサロン」や「いきいき百歳体操」等が高齢者の交流の場となっていますが、高齢者への参加の呼びかけや運営ボランティアの輪を広げていくことが必要となっています。さらにサロン活動等が、子育て世帯などの多世代の交流の場や、支援が必要な方への居場所として機能し、地域福祉活動の一助となることが期待されています。

また、活動場所の限られている地域においては、地域活動の拠点づくりが必要です。

(2) 多世代が参加する地域福祉活動の促進

高齢化や生活習慣の多様化等により、生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症を予防し、健康寿命の延伸を実現するため、食生活や運動、こころの健康など、健康づくりに関心や理解を持つ住民を増やすため、地域の取組が必要となっています。

【今後の方向性】

継続して推進します。

基本方針1 支えあい・助けあいの仕組みが整っているまち

2 お互いが支えあい、助けあう仕組みづくり

【取組の評価】

(1) 地域での支えあい活動の推進

緊急通報装置を活用した見守りを継続しつつ、緊急通報装置の広報・周知を実施しました。設置者は計画策定段階より微減していますが、毎年10件以上の救急搬送があり、引き続き地域の見守り活動に役立っているものと評価しています。

また、協力企業と連携し、地域の見守りを継続しました。協力企業も順調に増え、目標を達成しており、今後更に見守り体制が拡充できるものと評価しています。

(2) 災害時における助けあい

災害時の公助の力を高めるため、町内会等との災害時要援護者の名簿共有に関する協定締結を推進しており、町内会や自主防宛てに勸奨案内等を行いました。目標達成率には至りませんでした。

今後は、関係課と連携を密にし、制度の周知等により、住民や地域の理解を得られるよう働きかけを行いたいと思います。

(3) 関連事業の実績

項目	実績値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R7)
災害時要援護者台帳共有率 (協定締結済み町内会等／市内町内会数)	39.7%	40.41%	65.0%	80.0%
ふれあいサロン延べ参加者数	12,978人	13,790人	14,500人	15,100人

【現状と課題】

東日本大震災以降、地域での防災や減災への意識が高くなっており、災害時などの緊急時における支援が迅速・的確に行われるよう、日ごろからの支えあい・助けあいの体制づくりをさらに充実させることが必要です。また、関係機関と連携し、災害時に適切な支援を効果的に提供できる仕組みが必要となります。

【今後の方向性】

(1) 地域での支えあい活動の推進

継続して推進します。

(2) 災害時における助けあい

消防防災課が取り組む自主防災組織の普及事業とより連携しながら、推進します。

基本方針1 支えあい・助けあいの仕組みが整っているまち

3 支援が必要な人に適切な支援を届ける仕組み

【取組の評価】

(1) 高齢者への支援の充実

高齢者等の多種多様な相談を受け、適切な機関・サービス等につなぐなどの支援を行ったほか、医療・介護・福祉・関係機関など多職種と共有・協議する機会を重ねるなどして連携体制の強化を図りました。

このほか、市内各地区で実施した認知症サポーター養成講座や、いきいき百歳体操の普及活動により、認知症の知識・理解の普及や、介護予防の充実が図っています。

認知症サポーター数は目標達成率90%以上であり、認知症への理解は概ね順調に広がっているものと評価しています。

(2) 生活困窮者の自立支援策の展開

生活困窮者に対し、自立相談支援事業や家計改善支援、住居確保給付金の支給などの支援を行っており、自立相談支援事業新規相談件数は年々増加しています。令和元年からは、新たに就労準備支援事業を実施し、各関係団体と連携しながら生活困窮者の自立に向けた支援に取り組んでいます。

生活困窮者新規相談受付数も目標を上回っており、住民への周知や相談しやすい体制が整備されているものと評価しています。

(3) 社会的孤立への対策

民生児童委員の報告を基に社会的孤立（ひきこもり）の把握に努めました。また、民生児童委員等と連携し、社会的孤立（ひきこもり）状態の方の支援や今後対象となりそうな方の予防のため、関係部署が連携して取り組みました。

社会的孤立（ひきこもり）状態の方の実態把握は難しく、民生児童委員等と情報共有しながら支援を継続していく必要があると認識しています。

(4) 権利擁護の推進

判断能力が低下した認知症高齢者、知的又は精神障害者等の権利擁護が図られるよう、久慈広域4市町村共同事業として、平成28年12月に久慈地域成年後見センター（久慈市社会福祉協議会へ委託）を開設しました。また、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、本人・家族ともに手続きが困難な場合、市が申立を行うなどの支援を行ったほか、制度の周知を図りました。成年後見センターの開設により、成年後見を支援する体制は充実したものと評価していますが、住民が利用しやすい成年後見センターにするための取組が必要であると認識しています。

高齢者、障がい者、子ども、女性等への虐待や暴力に対しては、関係機関と連携をとりながら、相談対応を行うとともに、早期発見・早期対応に取り組むことができたものと評価しています。

(5) 子育て世帯への支援の充実

子育て支援センターで、子育てに関する相談をはじめ、0歳児から未就学児を中心とした各種イベント等を実施しました。しあわせSUN「つどいの広場」では、各種イベントを開催しましたが、開所時間を短縮したことにより利用者が減少しました。

また、主な利用者である0～5歳児の人口が、基準値（平成25年度）時点で1,700人であったのに対し、最新値（令和元年度）は1,300人と23.5%の減となっていることから、事業内容の充実やイベント等の積極的な周知に努めます。

(6) 関連事業の実績

項目	実績値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R7)
生活困窮者新規相談受付数	0件	129件	85件	85件
地域子育て拠点施設利用者数(1ヶ月当たり)	1,416人	1,160人	1,416人	1,416人
認知症サポーター人数(延べ)	2,529人	6,414人	7,000人	10,000人

【現状と課題】

- (1) 経済や雇用状況の変化により、生活に困窮している世帯の増加や、支援を必要とする状況になっても地域や関係機関から把握されず、社会的に孤立している世帯の増加が課題となっています。自立した生活を取り戻したり生活を支援したりするための支援体制が必要となっています。
- (2) 認知症等により判断能力が十分でない方が増えておりますが、このような方々を支援するための成年後見人制度について、認知度が低い状況です。また、成年後見センターは開設されましたが、認知度がまだまだ低いため、更なる周知が必要です。
- (3) 核家族化や共働き世帯の増加に伴い、子育て世帯が、周囲の援助を受けられない場合や気軽に相談できる相手がいない場合があります。関係機関や地域と連携して子育て支援事業や子育て相談体制の充実に努めていく必要があります。また、児童虐待やドメスティックバイオレンス等の被害は社会的要因が影響しており、早期発見・防止の仕組みが必要となっています。

【今後の方向性】

(1) 権利擁護の推進

これまでの施策に対して継続して推進するほか、権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行ないます。また、久慈地域成年後見センターとともに、知的障がいや精神障がい、認知症等により判断能力が十分でない方に対し、制度の相談や利用促進、後見活動への支援をはじめ、市民後見人育成に向けた後見制度の周知を行っていきます。

(2) その他の事業

継続して推進します。

基本方針1 支えあい・助けあいの仕組みが整っているまち

4 住民や企業が協働で活動する仕組みづくり

【取組の評価】

(1) 社会福祉法人の地域貢献活動の推進

現況報告時に地域貢献活動に関する報告を求めています。また指導監査時に取り組み内容について確認するとともに、他法人の取り組み事例について情報提供しています。年々、地域貢献活動に取り組む法人は増えてきていますので、成果が挙げられているものと認識しています。

(2) NPOや企業の地域活動の促進

支え合い活動を展開する多様な団体等と地域課題を共有し、解決に向けて協議する場を設置したほか、NPOや企業等が行う活動の情報を取りまとめ、周知を図りました。また、協力企業と連携し、地域の見守りを継続しました。見守りに参加する協力企業も順調に増えており、今後更に見守り体制が拡充できるものと評価しています。

(3) 活動財源の確保

日本赤十字社への募金や各種災害義援金の募集を広報し、市内の学校からも協力をいただき、児童・生徒の福祉教育につながったものと認識しています。また、日本赤十字社からの交付金を基に市内ボランティア団体に補助金を交付し、地域福祉活動の財源を確保できたと評価しています。

(4) 福祉の視点による環境の整備

バリアフリー化されていない既存施設は、早急な改善は難しい面もありますが、JR久慈駅前の再開発や駅前南側に建設している複合施設をはじめとした新設公共施設には、バリアフリーに配慮した建築を行っており、ユニバーサルデザインへの理解を広められたものと評価しています。

(5) 関連事業の実績

項目	実績値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R7)
地域見守り協力企業協定締結数	6社	51社	45社	75社

【現状と課題】

共同募金や歳末たすけあい運動による寄附は、様々な民間団体の社会貢献活動の資金として活用されています。寄附に対する理解と協力が得られるよう、募金の意義、助成方法、どのように使われているかなどの広報活動の充実を図り、地域福祉活動に積極的に活用してもらうことが課題です。また、民間企業や各団体が協力して、福祉の視点に立った生活環境を整備していくことが必要です。

【今後の方向性】

継続して推進します。

基本方針2 福祉を支える人があふれるまち

1 地域福祉を担う人材の育成

【取組の評価】

(1) 地域の福祉活動に参加する人の育成

地域福祉活動コーディネーターを設置し、ボランティア活動委員会運営委員会の開催やボランティア活動の連絡調整を行うとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の知識・理解の普及や、地域で支え合う必要性について周知を図りました。

また、実態把握調査で支え合い活動の担い手となりうる住民の意向等の把握に努めたほか、登録した住民が高齢者等の生活支援を行う「わんつかつこ訪問サービス事業」を立ち上げました。

ボランティア活動センターの登録者数が減少傾向にあり、更なる啓発や周知が必要と認識しています。一方で、「わんつかつこ訪問サービス事業」のような新たなボランティア活動の場もでき、ボランティア活動の分野は広がっているものと認識しています。

(2) 活動を担うリーダーやコーディネーターの育成

リーダーの育成や負担軽減のため、ふれあいサロン事業では、各地区のサロンのリーダーを対象としたふれあいサロンの集いを開催しました。

また、支え合い活動を展開する多様な団体等と地域課題を共有し、解決に向けて協議する場を設置したほか、「わんつかつこ訪問サービス事業」の従事者養成講座の開催や民生児童委員の各地区の協議会での情報発信により、高齢者等の生活支援を行う人材の育成を図りました。

高齢者の地域活動促進については、老人クラブ連合会や各地区老人クラブへの助成を通じて、高齢者の地域活動を支援しました。

「わんつかつこ訪問サービス事業」のような新規の事業ができ、新たなリーダーやコーディネーターが育成されております。一方で、活動を中止するサロンや老人クラブも出ており、活動を牽引するリーダーの育成や負担軽減が引き続き必要であると認識しています。

(3) 関連事業の実績

項目	実績値 (H26)	実績値 (R 1)	目標値 (R 1)	目標値 (R 7)
認知症サポーター人数(延べ)	2,529人	6,414人	7,000人	10,000人
ボランティア活動センター登録者数	1,985人	1,764人	2,100人	2,200人

【現状と課題】

- (1) 地域の関わりの希薄化、少子高齢化などを背景に、地域福祉活動に参加する住民が少なくなっています。さらに担い手不足により、一人が地域の複数の役割を担い、負担が大きくなっています。地域福祉活動を推進していくためには、活動に参加する人が必要であり、住民一人ひとりが自分たちのための活動であることを理解し、多世代が参加した繋がりのある地域福祉活動が望まれています。
- (2) ふれあいサロン活動や健康づくり活動を通じたボランティア活動が実践されているほか、活動のリーダーにより活動が積極的に行われています。一方で、新たな福祉課題に対応できるNPOやボランティア団体の活動が求められます。

また、NPOやボランティア団体の活動に関する情報が少ないことや活動に関する技能の修得が十分でないこと、後継者の不足によるボランティアの高齢化などが課題となっています。

【今後の方向性】**(1) 地域の福祉活動に参加する人の育成**

市民の啓発やボランティア活動センターの周知により努めながら、事業を推進します。

(2) 活動を担うリーダーやコーディネーターの育成

サロンや老人クラブのリーダーの育成や負担軽減につながる施策をより重視し、事業を推進します。

基本方針2 福祉を支える人があふれるまち

2 福祉意識の醸成

【取組の評価】

(1) 地域に根ざした福祉の学び

認知症サポーター養成講座、障がい理解講演会、スポーツフェスタ、福祉教育出前講座等を開催し、高齢者や障がい者に理解を深める取組を行いました。また、老人クラブ連合会の生涯学習の取組を支援して、地域福祉活動に生きがいを持って参加できるように支援しました。

認知症サポーター人数は目標達成率 90%であり、概ね順調に伸びていると評価しています。

(2) 次代を担う子どもの育成

小学生・中学生を対象にした認知症に対する理解を促進するための体験会や障がい者への理解を深めるための講演会を開催することにより、子ども達が地域福祉に関心を持てるように取り組みました。

継続的に福祉教育を実施しましたが、「福祉教育出前講座」開催数が目標を下回っているため、より一層積極的な周知・広報が必要なものと認識しています。

(3) 関連事業の実績

項目	実績値 (H26)	実績値 (R 1)	目標値 (R 1)	目標値 (R 7)
認知症サポーター人数(延べ)	2,529人	6,414人	7,000人	10,000人
福祉教育出前講座講師派遣回数	22回	33回	37回	50回

【現状と課題】

(1) 地域福祉活動は、地域と行政による協働で取り組みながら進める必要があります。地域福祉活動に携わる人や福祉行政に携わる職員には、社会福祉に係る諸制度の理解を深めるとともに、地域福祉の視点に立って具体的に活動を展開する能力が求められています。

(2) いじめや引きこもりなどの社会的問題、地域との関係の希薄化などを背景に、将来を担う子どもたちが、これまで以上に「思いやり」や「いたわりの気持ち」を育んでいくための取組が必要です。そのためにも、福祉教育や地域との交流を通して「福祉のこころ」の醸成に取り組んでいくことが必要となっています。

【今後の方向性】

(1) 地域に根ざした福祉の学び

地域福祉に携わる人を育成する事業の周知により努めながら、事業を推進します。

(2) 次代を担う子どもの育成

「福祉教育出前講座」をはじめとした子ども達への福祉教育の事業の周知により努めながら、事業を推進します。

基本方針3 福祉のつながりが広がるまち

1 地域トータルケアシステムの充実

【取組の評価】

(1) 制度領域を越えた相談支援体制の構築

多様化・複雑化する生活環境と困りごとに対応するため、関係部署が会議や文書回覧で課題を抱える住民の情報を関係各課で共有しました。また、各事業者とは、担当者間の相互連絡や会議により、住民の課題に連携して取り組む体制づくりができたものと認識しています。

また、行政と各事業者が連携して、複合的な支援ができたと評価しています。

(2) ケアマネジメント機能の充実・強化

各種研修等への参加により資質向上に努めたほか、個別の困難事例への対応や、一人ひとりの状況に応じた自立を支援するための地域ケア会議を多職種参加のもと開催し、ケアマネジメント機能の充実を図りました。

地域ケア会議の実施により、個別の支援内容の充実に向けた体制づくりや相談業務従事者等の資質向上につながっているものと評価しています。

(3) 地域での支援体制の充実

災害時要援護者支援事業やふれあいサロン活動の推進により、組織的に地域の支え合いや見守りができる体制の支援につながったものと認識しています。

個人情報の取扱いについては、適宜取扱いの相談に応じて、地域活動に携わる人の負担軽減につながったものと評価しています。地域福祉活動に携わる方々が、個人情報の取扱いで悩むことがなくなるように継続して支援する必要があると認識しています。

(4) 関連事業の実績

項目	実績値 (H26)	実績値 (R 1)	目標値 (R 1)	目標値 (R 7)
災害時要援護者台帳共有率 (協定締結済み町内会等／市内町内会数)	39.7%	40.41%	65.0%	80.0%
ふれあいサロン延べ参加者数	12,978人	13,790人	14,500人	15,100人
地域定着相談支援件数	165件	265件	360件	360件

【現状と課題】

- (1) 様々な課題を抱える住民のために、各相談機関による相談・支援を行っていますが、課題の複雑化・多様化・複合化により、領域ごとの連携に加え、領域を超えた連携が必要となっています。専門性に応じた役割を明確にしながら、相談・支援機能を総合的に発揮するための調整機能を強化していく必要があります。
- (2) 住民への福祉サービスが細分化・高度化し、様々な事業者からサービスを受けられるようになったことから、支援を必要する人が自分に合ったサービスを選択し利用できるようサービス内容や利用料などに関する情報が適切に提供されることが求められます。

【今後の方向性】

継続して推進します。

基本方針3 福祉のつながりが広がるまち

2 総合的な福祉サービス情報の提供

【取組の評価】

(1) 総合的な福祉サービス情報提供の充実

市民が利用できる制度や施策をまとめた福祉ガイドブックを民生児童委員に、子育て支援情報紙を保育所をはじめ医療機関に、それぞれ配付するとともに、関連する相談支援事業所の相談員等がよりきめ細やかな相談ができるよう継続して体制整備に努めました。

市民への情報提供は、広報紙、チラシ、インターネット、LINE 等を活用して、住民に相談窓口や支援制度を周知したほか、関係機関等との連携に必要な情報を共有するなど、情報提供体制と内容の充実を図りました。

広報紙、インターネット、LINE 等の様々なメディアを通じた情報発信ができたものと評価しています。市民が求める情報を適時、わかりやすく発信できるように引き続き取り組むことが必要と認識しています。

(2) 苦情解決制度の推進

障がい福祉サービスに係るものは、苦情申し立て制度や苦情解決相談窓口等を市のホームページ等での周知し、介護に係るものは、地域包括支援センターの総合相談窓口で受け、必要に応じて関係機関につなぐ等、福祉サービス利用者の苦情や困りごとに適切に対応できるよう相談体制を整えました。

また、関連する事業所の運営推進会議等に参加し、福祉サービスの質の確保と向上に関する取組等を確認し、必要に応じて関係情報の提供・周知を行いました。

市の相談窓口で受け付けた苦情は、適時の処理や関係機関へのつながりができたものと評価しています。引き続き、苦情解決相談窓口の周知や苦情が発生しないサービスの向上に向けて、関係機関と連携し取り組む必要があると認識しています。

【現状と課題】

- (1) 生活に困窮している人や、ひきこもりにより社会的に孤立している等、地域住民が抱える様々な生活・福祉課題の早期発見・解決のためには、地域からの情報収集の仕組みや、情報を速やかに関係機関に繋げられる情報共有の仕組み、相談窓口の充実が必要となっています。
- (2) 民生委員・児童委員は住民の生活状況の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助など様々な活動を行っており、地域住民にとって身近な相談相手となっていますが、訪問世帯の増加や連携強化の充実に伴い、負担が大きくなっています。また、相談内容の複雑化等により、行政や関係機関、地域の支援者等と連携して対応していく必要があります。

【今後の方向性】

継続して推進します。

【参考資料】 事業の実績（再掲）

項目	実績値 (H26)	実績値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R7)
福祉コミュニティ組織率 (組織数／市内町内会数)	28.1%	51.20%	50.0%	80.0%
災害時要援護者台帳共有率 (協定締結済み町内会等／市内町内会数)	39.7%	40.41%	65.0%	80.0%
ふれあいサロン延べ参加者数	12,978人	13,790人	14,500人	15,100人
地域見守り協力企業協定締結数	6社	51社	45社	75社
生活困窮者新規相談受付数	0件	129件	85件	85件
地域定着相談支援件数	165件	265件	360件	360件
地域子育て拠点施設利用者数（1ヶ月当たり）	1,416人	1,160人	1,416人	1,416人
特定健康診断受診率（受診者数／国保被保険者数）	43.6%	47.60%	60.0%	60.0%
認知症サポーター人数（延べ）	2,529人	6,414人	7,000人	10,000人
ボランティア活動センター登録者数	1,985人	1,764人	2,100人	2,200人
福祉教育出前講座講師派遣回数	22回	33回	37回	50回